# 政　令

司法試験委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

**政令第百八十五号**

司法試験委員会令の一部を改正する政令

内閣は、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

司法試験委員会令（平成十五年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び考査委員会議」を「、考査委員会議及び予備試験考査委員会議」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（予備試験考査委員会議）

**第五条**　司法試験法第八条の規定による司法試験予備試験の合格者の判定に係る合議は、司法試験予備試験考査委員の会議（以下「予備試験考査委員会議」という。）を開いて行うものとする。

2　前項に定めるもののほか、司法試験予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、予備試験考査委員会議を開いて定めることができる。

3　第二条第三項及び前二条の規定は、予備試験考査委員会議について準用する。

**附　則**

この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

法務大臣　千葉　景子

内閣総理大臣　菅　直人

---

司法試験受験手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

**政令第百八十六号**

司法試験受験手数料令の一部を改正する政令

内閣は、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

司法試験受験手数料令（平成十七年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条において」を「以下」に改める。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（司法試験予備試験の受験手数料の額）

**第二条**　司法試験法第十一条第一項の予備試験の受験手数料の額は、一万七千五百円（電子出願による場合にあっては、一万六千八百円）とする。

**附　則**

この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

法務大臣　千葉　景子

内閣総理大臣　菅　直人

---

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

**政令第百八十七号**

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「平成二十二年八月三十一日」を「平成二十三年八月三十一日」に改める。

別表中「九・六％」を「四・一％」に改める。

**附　則**

この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　直人

# 府　令

**○内閣府令第三十九号**

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年八月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四号中「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項及び第二項」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項」に改める。

**附　則**

この府令は、平成二十二年八月十六日から施行する。

# 告　示

**○総務省告示第二百九十二号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十三日

総務大臣　原口　一博

| | |
|---|---|
| 一　名　称 | 平成二十二年度年次射撃部隊 |
| 二　国外派遣期間 | 平成二十二年八月十六日から平成二十二年十一月十七日まで |
| 三　派遣人数（概数） | 百四十人程度 |
| 四　派遣地域 | アメリカ合衆国ニューメキシコ州 |

**○政治資金適正化委員会告示第四十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年八月十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 三七二七 | 二二、七、三〇 | 清水　一男 |
| 三七二八 | 二二、七、三〇 | 後藤　大輔 |
| 三七二九 | 二二、七、三〇 | 外岡　修 |
| 三七三〇 | 二二、七、三〇 | 須田　達朗 |

**○法務省告示第四百七号**

福島県相馬市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年八月十三日

法務大臣　千葉　景子

福島県相馬市岩子字数馬百九十九番地の三　横山　嘉彦

**○外務省告示第三百七十四号**

平成二十二年七月二十六日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十二年八月十三日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。